

弟子屈町人材育成推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この規則は、弟子屈町ふるさとづくり人材育成条例施行規則（平成4年弟子屈町規則第7号。以下「規則」という。）第2条に基づく弟子屈町人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 町長は、規則第3条及び第6条に規定する事項のほか、次の事項について委員会に諮問しその意見を徴するものとする。

- (1) 補助金交付対象者の決定に関すること。
- (2) その他補助金交付決定に関すること。

(組織)

第3条 委員会には委員長を置き、人材育成担当課長をもって充てる。

2 委員は審議案件ごとに案件に関係する部署等の所属長又は所属員の中から委員長の推薦に基づき町長が指名するものとする。

3 委員は案件の審議が完了した時点でその職を解任されるものとする。

4 委員は3人以上とする。

5 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(審議結果の報告)

第5条 委員長は委員会で審議した結果を町長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、人材育成担当課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。